

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:25-0089)
2025年07月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。
この度、令和7年6月30日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0630第2号」により、測定項目に留意事項の変更がされましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 保険収載内容 一部変更

測 定 項 目	保 険 点 数
クラミジア・トラコモチス核酸検出	188点
淋菌核酸検出	198点
淋菌及びクラミジア・トラコモチス同時核酸検出	262点

■ 適用日

2025(R7)年 7月 1日(火) から適用

▼ 保険収載内容 一部変更

下線部分が変更されました。

測定項目	クラミジア・トラコマチス核酸検出
保険点数	188点
検体検査判断料	微生物学的検査判断料(150点)
診療報酬点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「1」
留意事項	～（略）～ イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。<u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u> ～（以下、略）～

測定項目	淋菌核酸検出
保険点数	198点
検体検査判断料	微生物学的検査判断料(150点)
診療報酬点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「2」
留意事項	～（略）～ イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。<u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u> ～（以下、略）～

測定項目	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出
保険点数	262点
検体検査判断料	微生物学的検査判断料(150点)
診療報酬点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「5」
留意事項	～（略）～ イ 「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。<u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u> ～（以下、略）～